

P F I 法改正案

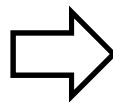
<立法の背景・趣旨>

株式会社民間資金等活用事業推進機構が保有する株式等及び債権の譲渡その他の処分の期限（努力義務）が平成 40 年 3 月 31 日までとなっている。
→ 官民ファンドである上記の機構の業務をできる限り早く終了させるため、上記の処分の期限を平成 32 年 3 月 31 日までに短縮する必要がある。

機構が保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない期限を、平成 32 年 3 月 31 日までとする。

現 行

保有する株式等及び債権の
譲渡その他の処分の期限
（努力義務）
：平成 40 年 3 月 31 日まで



改 正 法

保有する株式等及び債権の
譲渡その他の処分の期限
（努力義務）
：平成 32 年 3 月 31 日まで